

# 射水市子どもの未来応援計画～射水市子どもの貧困対策推進計画～（案）骨子

## 基本理念

子ども達の将来が、生まれ育った環境に左右されず、  
自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会の実現

## 1 計画策定の趣旨

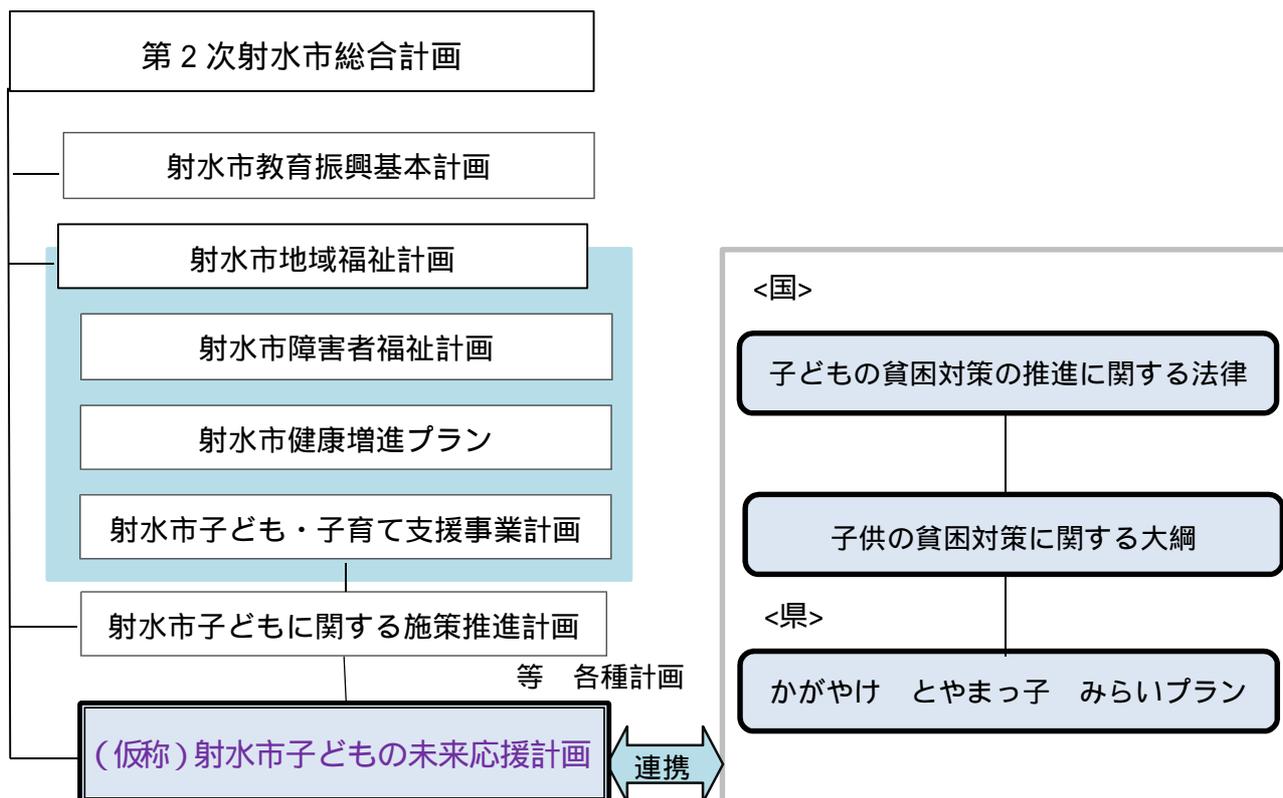
- 【背景】子どもが、生まれ育った環境により、夢や希望がかなえられない等といった課題
- (1) 「平成28年国民生活基礎調査の結果」 7人に1人の子どもが相対的貧困状態  
ひとり親家庭の半数以上が相対的貧困状態
  - (2) 家庭の経済状況が子どもの学力、進学、成人後の就労に影響 世代を超えた貧困の連鎖

子どもの貧困対策への取組が急務

子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定める計画

## 2 計画の位置づけ

- (1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を基礎とし、本市の実情に応じた施策の策定
- (2) 福祉、教育、生活支援等、各種分野の計画と連携
- (3) 切れ目のない支援体制を整備し、子どもの貧困対策を一体的・総合的に推進



### 3 計画期間

資料 2 - 2

- (1) 平成30年度から平成32年度までの3か年とする
- (2) 社会情勢等を踏まえ状況に応じて見直しを図る
- (3) 射水市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る

### 4 本市の子どもの貧困を取り巻く状況

真に必要な支援体制の確立に向け、子育て家庭の状況についてアンケート調査を実施  
調査対象

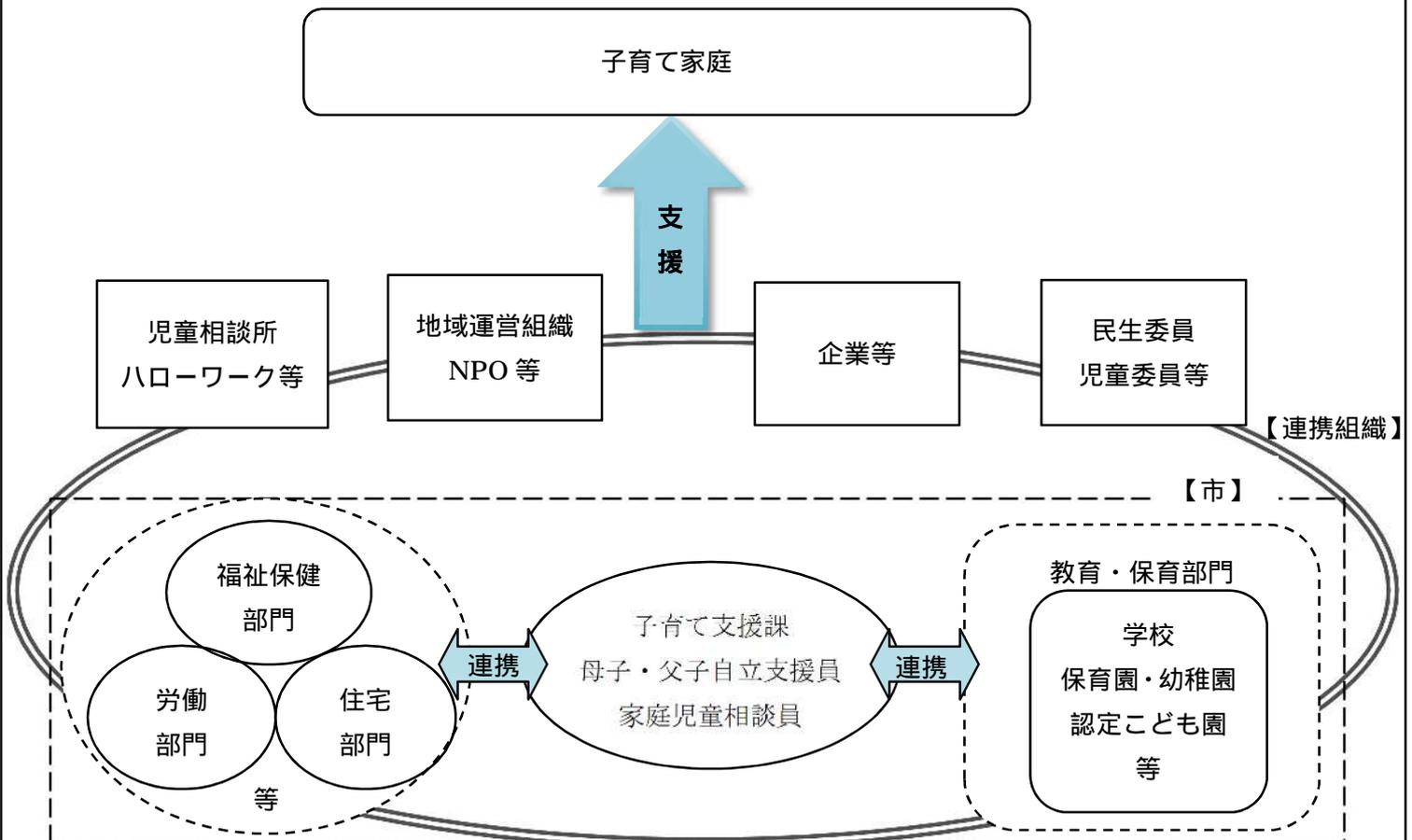
- (1) 射水市の小学校に在学する小学5年生の保護者 約900世帯
- (2) 射水市の中学校に在学する中学2年生の保護者 約900世帯
- (3) 射水市のひとり親家庭等医療費受給者 約700世帯

調査結果を踏まえ「低所得層」「ひとり親」に対する支援の在り方について精査・検証

国の大綱で定める「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」を「4つの柱」として捉え、子育て支援に関する情報等を集約し一元化することが必要

市及び関係機関等が一体となって、「3つのつなぎ」の支援体制を整備し、総合的に推進していくことが必要

### 5 子どもの貧困対策推進体制（イメージ）



## 6 施策の展開

アンケート分析結果や国の大綱等を踏まえ、展開する施策の「4つの柱」

### (1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもにおける基礎学力の定着や学習習慣の確立に向けた取組

たくましく生きる力の基盤づくりとなる体験活動の支援

地域等と連携した学習支援等による、学力向上に向けた取組

教育環境の充実につながる多様な制度等、情報の一層の周知啓発

- 【主な項目】**
- ・ 学校教育を軸とした学力保障
  - ・ 幼児教育の推進
  - ・ 家庭や地域の教育力の向上
  - ・ ひとり親家庭等の児童に対する学習支援の充実
  - ・ 就学支援

### (2) 生活の支援

子育て世帯が安心して子育てできるよう、各種子育て支援サービスの充実と保育環境の整備

子どもの発達・成長に応じた心身の健康保持・増進に対する支援と子どもの健やかな成長を支えるための居場所づくり

妊娠から出産・育児、子育てまでに至るまでの相談体制の充実

- 【主な項目】**
- ・ 保育の充実
  - ・ 子育て支援サービスの充実
  - ・ 子どもと保護者の健康に対する支援
  - ・ 子どもの居場所づくり
  - ・ ひとり親家庭等に対する生活支援
  - ・ 住宅に対する支援

### (3) 就労の支援

ハローワークや関係機関等との連携の推進

ひとり親家庭に対する資格取得や職業訓練等の支援

- 【主な項目】**
- ・ 就労に対する支援及び情報提供
  - ・ 国・県等関係機関との連携
  - ・ ひとり親家庭等に対する就労支援

#### (4) 経済的支援

児童手当等による生活基盤の安定と生活困窮世帯の自立支援に向けた取組  
経済的支援につながる多様な制度等、情報の一層の周知啓発  
ひとり親家庭に対する医療費助成や児童扶養手当の給付

- 【主な項目】
- ・ 各種手当等による経済的支援
  - ・ 自立支援の充実
  - ・ ひとり親家庭に対する経済的支援

### 7 「4つの柱」を推進するための「3つのつなぎ」の体制整備

幅広い分野の施策を総合的に推進するため、市及び関係機関等が一体となり支援する体制の整備

#### (1) 子どもの発達・成長に応じた切れ目ないつなぎ

- ・ 全ての子どもが健やかに生まれ、育てられるよう、子どもの発達・成長に応じた切れ目ない「つなぎ」の推進
- ・ 貧困状態にある子どもやその家庭が、心理的、社会的に孤立しないよう、気軽に相談できる支援体制の整備

#### (2) 教育と福祉のつなぎ

- ・ 教育と福祉の「つなぎ」を進め、総合的に子どもの貧困対策を展開
- ・ DV（配偶者等に対する暴力）、児童虐待の防止対策や、人権・福祉教育の推進

#### (3) 地域や家庭、関係団体等とのつなぎ

- ・ 福祉関係機関はもとより、学校や保育園、企業、NPO等関係団体、地域、家庭、その他の関係者間の「つなぎ」を推進